

原発事故、東京高裁が国の責任認める

千葉避難者訴訟、高裁 2 例目

毎日新聞報道



東京電力福島第 1 原発事故の避難者が国と東京電力に損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審判決を受け、「逆転勝訴」などの幕を掲げる原告の弁護士ら＝東京都千代田区で 2021 年 2 月 19 日午後 3 時 5 分、喜屋武真之介撮影

東京電力福島第 1 原発事故に伴い、福島県から千葉県に避難した住民ら 43 人が東電や国に計約 18 億 7300 万円の損害賠償を求めた訴訟

国の責任が争われた全国の原発訴訟の判断

※○は国の責任を認める、×は認めず

1 審(地裁)			2 審(高裁)		
前橋	2017年3月	○	東京	21年1月21日	×
千葉	9月	×	東京	2月19日	○
福島	10月	○	仙台	20年9月30日	○
京都	18年3月	○	大阪	審理中	
東京	同	○	東京	審理中	
横浜	19年2月	○	東京	審理中	
千葉	3月	×	東京	審理中	
松山	同	○	高松	審理中	
名古屋	8月	×	名古屋	審理中	
山形	12月	×	仙台	審理中	
札幌	20年3月	○	札幌	審理中	
福岡	6月	×	福岡	控訴中	
仙台	8月	×	仙台	控訴中	
東京	10月	×	東京	控訴中	

の控訴審判決で、東京高裁（白井幸夫裁判長）は 19 日、国と東電双方の責任を認め、東電に計約 2 億 7800 万円、うち約 1 億 3500 万円を国とともに支払うよう命じた。高裁で国の責任が認められたのは 2 例目。

原発事故の国の責任が問われた訴訟では、2020 年 9 月の仙台高裁判決が国の責任を認めた一方、21 年 1 月の東京高裁判決は否定した。東京高裁でも判断が割れる形となった。

東日本大震災

福島第1原発事故千葉訴訟 国責任2例目

東京高裁原告逆転勝訴

毎日新聞報道 2021/2/20

東京電力福島第1原発事故に伴い、福島県から千葉県に避難した住民ら43人が東電や国に計約18億7300万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁（白井幸夫裁判長）は19日、国と東電双方の責任を認め、東電に計約2億7800万円、うち約1億3500万円を国とともに支払うよう命じた。高裁で国の責任が認められたのは2例目。

原発事故の国の責任が問われた訴訟では、2020年9月の仙台高裁判決が国の責任を認めた一方、21年1月の東京高裁判決は否定した。東京高裁でも判断が割れる形となった。

白井裁判長はまず、原発事故の国の責任について「当時の科学技術の水準に照らして、対策を命じなかったことが著しく合理性を欠いていたと言える場合に違法となる」と指摘した。

地震や津波の発生予測としては、福島沖で巨大な地震が起き得るとした「長期評価」と、津波が低く算出される「津波評価技術」がいずれも02年に公表されたが、その科学的信頼性は同等だったと認定。津波評価技術に基づいて対策を講じた国の判断について「同程度の信頼性がある長期評価の知見を判断の基礎としないことは、著しく合理性を欠く」とした。

その上で、防潮堤の設置やタービン建屋に水が入らないようにする措置を講じていれば、事故原因となった原発の全電源喪失は避けられたとし、長期評価の公表から遅くとも1年後には東電に対策を求めることができた判断した。

住民側は、故郷の人間関係や豊かな自然を失ったとして「ふるさと喪失慰謝料」も求めていた。白井裁判長は、生活環境が基盤から失われた場合や、避難先での生活を継続したり、帰還を断念したりすることによる精神的損害を認め、避難生活による慰謝料とは別に賠償すべきだとした。1審・千葉地裁判決（17年9月）は東電のみに約3億7000万円の支払いを命じていた。【遠山和宏】

「避難者に希望の光」 原発事故、 国に責任 他訴訟へ影響期待

毎日新聞報道 2021/2/20



東京電力福島第1原発事故の避難者が国と東京電力に損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審判決を受け、判決内容について説明する原告団の弁護士ら＝東京都千代田区で2021年2月19日午後4時22分、喜屋武真之介撮影



東京電力福島第1原発事故の避難者が国と東京電力に損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審判決を受け、「逆転勝訴」などの幕を掲げる原告の弁護士ら＝東京都千代田区で2021年2月19日午後3時5分、喜屋武真之介撮影

東京電力福島第1原発事故で福島県から千葉県に避難した住民らが起こした損害賠償訴訟の控訴審判決で、「津波対策の措置を講じるべきだった」として事故の責任は国にもあったと認めた19日の東京高裁判決。「逆転勝訴」を勝ち取った住民側は「原発避難者の心に希望の光をともしてくれた」と喜び、全国で起きている同種訴訟への波及を期待した。

午後3時過ぎ、東京・霞が関の東京高裁前。判決主文を聞いた弁護士が「国の責任を認める」と書かれた紙を掲げると、法廷に入れなかった支援者らから拍手が湧き起こった。

裁判所に足を運べなかった原告の斎藤美智子さん（60）はこの日、職場でインターネットを通じて吉報に触れた。「原発の安全対策を見つめ直すきっかけになる。諦めずに訴訟を続けてきて良かった」と胸をなで下ろした。

福島県南相馬市で生まれた斎藤さんは、2011年3月11日の東日本大震災の津波で父と母、祖母の3人を亡くし、原発事故に巻き込まれた。

事故後、家族5人で千葉県八街市に避難し、震災前に約16年間、夫婦で営んでいた金属加工会社を八街市で再開した。だが、得意先が見つからず、経営は軌道に乗らなかった。知人を頼って16年に宮城県名取市に移住し、南相馬市の自宅跡地に事務所を開設。車で1時間かけて通っている。

会社の売り上げは最大で7割減った。新しい土地になじめなかった長女（25）は精神的なショックを受け、今も回復していない。「国と東電に、私たちが感じてきた痛みをわかってもらいたい」。斎藤さんは夫の勝美さん（63）とともに原告に加わり、訴訟の推移を見守ってきた。

高裁判決は、斎藤さんの思いに応える結果となった。「国が対策を取っていれば事故は起きなかった。判決を受け止め、二度と同じような事故を起こさない対策をとってほしい」と語気を強める。

原発事故を巡る同種訴訟は全国で審理が続く。判決後に東京都内で記者会見した原告弁護団事務局長の滝沢信弁護士は「東京高裁が良識を持った裁判所であることを示した。裁判長に敬意を表したい」と強調。「各地で闘っている訴訟の方向性を、明確に、説得力のある形で示してくれた。他の訴訟に大いに影響する」と期待を込めた。【秋丸生帆、巽賢司】